

第1 審査会の結論

審査請求の対象となった本件公文書について、実施機関が行った不開示決定は妥当である。

第2 審査請求及び諮問の経緯

1 公文書開示請求

審査請求人は、令和6年12月3日に鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、鳴門市長（以下「実施機関」という。）に対して下記の文書について開示請求を行った。

- 件名：① 溶融池の容積を算出する際に長さを2400mmとして計算しているが、このことを示す図面（施工図面、材料使用承諾図面）
② ①を示す内容で徳島県へ提出した図面

2 実施機関の決定

実施機関は、令和6年12月10日に該当する公文書について「建設業者から受理した図面には、2400と記載されていないため」とし、不開示決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和7年1月30日付けで本件不開示決定を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して「本件処分は不当である。」として審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、令和7年4月15日に鳴門市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件不開示決定を取り消すとの決定を

求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

鳴門市は、過去に情報公開請求で溶融炉の図面番号123-0004で容量3.6 m³主要寸法Φ1500（内径）×2.95 m（長さ）の記載がある図面を開示している。しかし、鳴門市は令和5年第2回定例会の一般質問で議員の焼却施設の溶融炉容積計算についての質問に直径1.5 m長さ2.4 mの円筒形から、主燃焼室を控除した容積3.6 m³と答弁しているが、その根拠となる図面がなく、徳島県にも変更届は提出されていない。そのため、鳴門市議会で発言した溶融炉の寸法が分かる図面及び徳島県へ提出する必要がある変更届の開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び意見聴取を要約すると、本件処分理由は、おおむね次のとおりである。

溶融池の容積は、建設業者から竣工図面とは別に提出された容積計算書において示されている直径1500 mm、長さ2400 mmの円柱形から、主燃焼室との接合部と、スラグを出滓させるための傾斜部を控除した3.6 m³であると認識している。

竣工図面の溶融池組立図においても、溶融池の容量は3.6 m³となっており、本来は2.4 m（長さ）と記載すべきであったものが、2.95 m（長さ）と誤記されているものであり、溶融炉の稼働に影響がないことから、竣工図面の訂正を行っておらず、2.4 m（長さ）と記載された竣工図面は存在しない。

また、当該図面は徳島県に提出が必要とされる設置届に添付が必要なものではないことから、徳島県に変更届を提出する理由がなく、変更届は存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について、審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

審査請求人は、審査請求の趣旨として、審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求めており、本件対象公文書が不存在であることは起こりえないと主張している。

そこで、当審査会としては、本件対象公文書が不存在であることの妥当性について審査する。

2 本件対象公文書が不存在であることの妥当性について

竣工図面の溶融池組立図において、本来は2.4m（長さ）と記載すべきところ、2.95m（長さ）と誤記されているものであり、溶融炉の稼働に影響がないことから、竣工図面の訂正が行われていないこと、また、当該図面は徳島県へ提出が必要とされるものではないことがそれぞれ示され、審査請求人が開示を求めた「溶融池の長さが2.4mになっている図面及び徳島県へ提出する必要がある変更届」が存在しないことが確認された。

以上の点を踏まえると、本件対象公文書が不存在であることを理由に不開示とした実施機関の決定は妥当であると認められる。

3 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 附帯意見

条例第1条では条例の目的を「鳴門市が市政の内容を市民に説明する責務を全うすることによって、市民の市政への信頼を深め、公正でより一層開かれた市政の推進に資すること」と規定していることを踏まえれば、実施機関が保有する公文書は、市民共有の知的資源であって、行政活動の記録や事実を誤りなく伝えることが本来の在り方である。

実施機関において、公文書の誤りを確認した際は、実施機関は公文書に記載された情報が正しいものとなるよう公文書の訂正等の措置を講じるなど、適正な文書管理を行うべきである。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
令和7年 4月15日	諮問書の受理
4月21日	実施機関理由説明書の受理
5月 1日	審査請求人意見書の受理

5 月 2 3 日	・実施機関による理由説明の聴取 ・審査請求人による口頭意見陳述 ・審議
7 月 7 日	・審議
7 月 2 2 日	・答申